
平和擁護運動における日本共産党 50 年 分裂の対立軸（1950 - 1951 年）

— 国際大会諸決定の位置づけと運動の「幅広さ」をめぐる対立を中心として —

長島 祐基

法政大学大原社会問題研究所兼任研究員

1 章 戦後日本の平和運動の出発と本論文の 課題

本論文では 1951 年に平和擁護運動（1950 年代前半の日本共産党系の平和運動）の中で開催された 2 つの集会（後述）に着目する。2 つの集会における日本共産党所感派と国際派の対立軸を、国際大会の諸決定の位置づけと運動の「幅広さ」をめぐる対立という視点から捉えることで、平和擁護運動における日本共産党 50 年分裂の様相を明らかにする。

戦後日本の平和運動史を研究した道場親信は、平和擁護運動を戦後日本の平和運動の 1 つの出発点として取り上げ、その中に反帝反戦を掲げる革命運動としての側面があったことを指摘している¹⁾。平和擁護運動は戦前の共産主義運動の流れを引き継ぎ、国際的な広がりを持った運動であった²⁾。日本では国際的な平和擁護運動を背景としたストックホルム・アピール署名運動（1950 年 3 月～）や、講和問題の中で全面講和署名運動（1951 年 1 月～、日本共産党所感派が主導）が進められた³⁾。1953 年には国際的な平和擁護運動で掲げられた「平和は話しあいだ」というスローガンに呼応して日本でも社会各層が参加する討論集会在開催された⁴⁾。平和擁護運動は署名運動や討論集会といった「フォーマル」な手法を採用しながら、国際的な連帯の中で平和を実現しようとした。

これに対し革命運動としての側面は、1951 年 2 月の日本共産党第 4 回全国協議会と同年 10 月の第

5 回全国協議会を通じて決定された「軍事方針」と 51 年綱領に基づく武装闘争に特徴づけられる。所感派主導で決定された武装闘争の下に吹田事件（1952 年 6 月）が発生⁵⁾し、学生たちが山村工作隊として農村に送り込まれた。こうした活動は軍事基地反対や朝鮮戦争反対を掲げた点で反戦・平和運動としての面を有しつつ、その手法として「暴力」的な方法を選択した点で革命運動としての面を有している。署名運動や討論集会を「表」の運動とするなら、武装闘争は「裏」の運動と位置づけられる。

しかし、ここで注意しなければならないのは、平和擁護運動は 1950 年 1 月のコミンフォルム機関紙の論評（日本共産党の平和革命論への批判）への対応を契機として発生した所感派と国際派の対立（日本共産党 50 年分裂、以下、50 年分裂）の中にあつた運動であることである。平和擁護運動は国際的な共産主義運動の一翼として進められた運動でもあり、国際的な共産主義運動の政治方針をめぐる深刻な分裂に直面した。「軍事方針」の決定と実行は両派の争いに所感派が「勝利」した結果である。

では、所感派が「勝利」するまでに至る過程の平和擁護運動において、両派の対立はどのような形を取っていたのだろうか。既存の研究は主にソ連や中国の共産党との関係や武装闘争をめぐる路線対立に着目して 50 年分裂を論じている⁶⁾。それらを要約すると、50 年分裂とはコミンフォルム批判を含めた国際的な共産主義運動から発せられた決定や批判を背景とした、国内の運動の正統性／主導権争い⁷⁾

であり、所感派の運動の特徴は「表」の運動としての全面講和署名運動（1951年）と「裏」の運動としての武装闘争（1952年）ということになる。

ただし、これらの研究はいくつかの点で課題を残している。第一に朝鮮戦争勃発直後、朝鮮戦争へのアメリカ軍の介入を批判する「反戦」運動に積極的に取り組んだのは国際派であり⁸⁾、平和擁護運動に対する国際派の態度表明に焦点を当てた議論が必要である。第二に、平和擁護運動における日本共産党の政治方針や党派対立の様相を考える上ではソ連や中国の共産党との関係と同時に、もう1つ別の国際的な運動（平和擁護運動における「正統性」の源泉）との関係が問題となる。それが1950年11月に設置が決定された世界平和評議会（あるいはその前身である平和擁護世界大会委員会）との関係である。

世界平和評議会は形式的には各国共産党から「独立」した形で結成され、多くの国際大会を開催し、その諸決定は日本の平和擁護運動にも大きな影響を与えていた⁹⁾。平和擁護運動ではソ連や中国の共産党とは一応別の形で国際的な運動が組織されており、日本の運動もその影響下にあった。しかし、既存の研究では50年分裂と世界平和評議会が主催する国際大会の諸決定との関係は十分に検討されていなかった。所感派と国際派の対立の根幹が国際的な運動の中での正統性／主導権争いである以上、世界平和評議会が主催する国際大会の諸決定をめぐっても両派の間に対立があったと考えられる。

また、「軍事方針」の決定／実行に至るまでの平和擁護運動を分析する場合、両派が（署名運動等を通じて獲得された）運動の「幅広さ」をどう位置づけ、拡大しようとしていたのかが第三の課題となる。アカハタの刊行停止（1950年6月）やレッド・ページを通じて共産党は事実上の非法下におかれ、さらに軍事委員会の指導による武装闘争は人々の支持を得なかった。これに対し民族独立を訴える方針の下、文化運動などの合法活動では一定の国民的な広がり生まれた¹⁰⁾。平和擁護運動も（後の原水爆禁止運動と比べれば）参加者が極めて限られ、散発的だった¹¹⁾にせよ、ストックホルム・アピール

署名運動では思想的・イデオロギー的立場を越えた幅広い人々によって運動が進められた¹²⁾。署名運動は国際的な広がりも含めて多様な人々が（時に自主的に）参加する「幅広さ」を持った運動であった。

支持基盤に打撃を受けつつあった日本共産党にとって、国際的な運動の広がりや署名運動を通じて獲得された運動の「幅広さ」は1つの「成功」例である。こうした運動を推進する場合、運動の「幅広さ」をどう位置づけ、さらに拡大するのが運動推進側にとっての課題となる。国内の運動の正統性／主導権争いが既に発生している以上、その中ではいかにして「幅広さ」をさらに獲得するのかをめぐり対立も存在すると考えられる。したがって平和擁護運動における所感派と国際派の対立を捉える場合、両派が運動の「幅広さ」をどのように位置づけ、拡大しようとしていたのかも問う必要がある。

本論文では以上の点を踏まえ、1951年に平和擁護運動の方針をめぐって開催された2つの会議を対象として、両派の対立軸を検討する。2つの会議とは平和擁護日本委員会第1回総会（1951年2月2日）と、平和擁護日本委員会全国代表者会議（1951年3月27日）のことを指す。2つの会議はこれまでの50年分裂をめぐり研究や平和運動史研究の中ではほとんど着目されてこなかった。しかし、2つの会議は平和擁護運動において両派の対立が特徴的に噴出した会議であり、両派の対立の論理を探る上では2つの会議を中心に据え、両派の主張を分析するのが最も適切な方法である。以下では2つの会議に至る経緯として2章で50年分裂に至る平和擁護運動の動向を、3章前半で国際的な平和擁護運動の動きを検討する。続く3章後半で2つの会議の概要を、4章で2つの会議における両派の主張を検討し、5章で本論文の知見をまとめる。

本論文の記述は同時代資料の分析に基づく。50年分裂に関する文献や当時の共産党の各種大会文書、当事者の回顧録、法政大学大原社会問題研究所所蔵の所感派資料、関西学院大学博物館所蔵「大阪労演資料」内に含まれる関西や中国地方の国際派資料¹³⁾を用いた。なお、これらの資料の中で2つの会議の様相について最も雄弁に語っているのは国際派の機

関紙である。逆にその他の資料の中には国際派の主張に批判的な態度表明も多数見られた。以上の資料の特徴を踏まえ、本論文では会議内の立場に関して全日本学生自治会総連合（以下、全学連）¹⁴⁾、関西や中国地方の国際派の資料で自派と近い立場とされている個人（櫛田フキなど）や団体を国際派寄りと位置づけ、彼らの主張に反対する立場をとった人々（平野義太郎、淡徳三郎、内野竹千代など）や団体（全日本産業別労働組合会議（以下、産別会議）など）を所感派寄りと位置づけた¹⁵⁾。

2章 民主主義擁護同盟と日本共産党 50年分裂

本章では50年分裂に至るまでの日本共産党の平和運動に関する方針と組織方針について確認した上で、国際派が多かった関西と中国地方を中心とする50年分裂の動き（国際派の結成）を概観する。

50年分裂前の日本共産党は民主民族戦線を掲げ、1949年7月2日に労農団体や民主団体を結集する形で民主主義擁護同盟を結成していた。1948年以降、東西冷戦という形で新たな世界戦争の不安が増す中で結成された民主主義擁護同盟は、1949年後半を通じて各地で平和擁護大会や全面講和促進大会を開催した。民主主義擁護同盟は平和の問題が民主陣営において必ずしも十分に認識されておらず、その運動や組織が未熟であった時期に、いち早く平和擁護の項目を掲げて運動を展開した¹⁶⁾。

民主主義擁護同盟では、「平和」の問題は「民主主義擁護」を掲げた運動の中の1つの活動として位置づけられていた。民主主義擁護同盟設立に先立って開かれた第3回総会（1949年3月25日）では宮本顕治が、民主主義擁護同盟が中心となって広範な全人民を結集する、統一的な平和運動を展開すべきこと、そのための平和戦線の組織化の先頭に民主主義擁護同盟がたつことを提唱した¹⁷⁾。また、日本共産党第18回拡大中央委員会（1950年1月18日）の一般報告で徳田球一は平和運動と当時共産党が掲げていた民主民族戦線との関係について述べて

いる。

徳田は、民主主義擁護同盟は「きわめて広はんな層を民族の解放——自由と独立と繁栄——という立場から結集すべき」と述べ、全面講和を通じて戦争挑発を打破すること、民主主義擁護同盟を指導する能力を党が持つ必要があることを主張した。そして最後に平和運動団体である「平和を守る会」（後述）について、「民主主義擁護同盟よりも更に大きい範囲に拡大しなければならないが、民主主義擁護同盟が主要部隊となりこれにあらゆる団体が加わることが必要である」と締めくくった¹⁸⁾。50年分裂以前の日本共産党では平和運動は民主主義擁護同盟の運動の一角として位置づけられた。徳田の路線は、「民主主義擁護」の名のもとに「平和」の問題を扱う組織を置くものであった。

他方、この頃から日本共産党では激しい内部闘争が始まっていた。戦後、日本共産党は議会を通じた民主主義革命と平和的手段での社会主義革命を目標として掲げていた。しかし1950年1月6日、国際的な共産主義運動を指導していたコミンフォルムは日本共産党が掲げていた平和革命路線をマルクス・レーニン主義とは縁もゆかりもない反愛国的・反日本的理論として批判する論評を発表、日本共産党の運動には大きな衝撃が走った¹⁹⁾。徳田は当初、論評に対する「所感」を発表（1月8日）して反論し、コミンフォルムの論評を支持する新日本文学会や全学連は徳田の「所感」に反対する立場をとった。

しかし、中国共産党が『人民日報』にコミンフォルム批判に賛同する社説を掲載（1月17日）したことから、翌日の日本共産党第18回拡大中央委員会では「この外国の友党の批判と助言にたいして、感謝すると同時に、一般報告と併せて、真剣に討議」した結果、コミンフォルムが指摘した点の正しさを認め、「国際プロレタリアートの期待に酬いることに努力する」ことを決議した²⁰⁾。一連のやり取りを機に指導部への不満が表面化し、日本共産党内では激しい内部闘争が発生した。この内部闘争が日本共産党50年分裂（あるいは日本共産党50年問題）と呼ばれるものであり、所感に賛成した人々が所感派（臨時中央指導部）を、所感に反対した

人々が国際派を形成した。

50年分裂の影響は特に関西と中国地方が大きかった。関西地方委員会の主要党員と中国地方委員会の大部分が国際派に属し、中央の所感派と対立関係に入った。関西では大阪府委員長志田重男の手法や平和革命方式に対する反発を背景として、プライベートな集まりが存在した。コミンフォルム批判をめぐる問題を機に、そうした集まりの中から党の官僚的な指導体制への批判の声が起こり、分裂へと発展した²¹⁾。国際派を「分派」として処分する動きも広がり、関西地方常任委員会（8月10日）では幹部5名の除名を次回地方委員会総会に上申することが²²⁾、日本共産党臨時中央指導部と日本共産党統制委員会の合同会議（8月16日）では「中国地方の分派主義者に対する決定」が出された²³⁾。一連の決定を通じて関西と中国地方の国際派は「分派」として処分され、逆に国際派は9月に全国統一委員会を結成して臨時中央指導部と対抗した。

しかし、9月3日に中国共産党が『人民日報』に所感派支持の論評を掲載すると、国際派内部に大きな動揺が走り、党統一や大衆運動の指導をめぐる方針の差異などから多くの党員が国際派から脱落していった²⁴⁾。結局、この勧告を受ける形で9月11日、日本共産党全国統一委員会は「日本の全人民および日本共産党にたいし戦勝五周年を記念してよせられた人民日報の真心からの提言を、無条件且つ全面的にうけいれる」と表明し、臨時中央指導部に対して（1）一切の分派の解消、（2）官僚主義・解党主義・極左主義の克服、（3）党規約のなかで一切の党内問題が解決しうるような党生活の確立、（4）1月の国際批判以後政治的意見の相違を主因とする一切の処分規約と真実にもとづかない一切の処分の取消の4条件を前提として統一委員会の解消を決定した²⁵⁾。

コミンフォルムの論評に始まる、平和革命論をめぐる争いは中国共産党の論評もあって所感派の「勝利」となり、国際的な共産主義運動の批判を受け入れた所感派は平和革命論から武装闘争路線へと方針をシフトしていった²⁶⁾。しかし、実際には所感派が国際派の「復帰」を十分に認めなかったこともあ

り、両派の対立関係は残った²⁷⁾。1951年1月には国際派が再結集し、両派の対立は再度先鋭化した。最終的に両派の対立は1951年8月に所感派を正統とする論評がモスクワ放送を通じて発表され、国際派が組織の解散に応じたことで一応の終止符が打たれたが、武装闘争とその失敗をめぐる混乱や党勢の縮小は1955年7月の第6回全国協議会まで尾を引いた。

3章 国際的な平和擁護運動の動きと日本における二つの会議の開催

本章では国際的な平和擁護運動の動きと、その中で出された日本の平和擁護運動に対する批判を検討した上で、本論文で扱う2つの会議の概要と当日の議事進行の大きな流れを述べていく。

1節 国際的な平和擁護運動の動きと日本の平和擁護運動への批判

戦後の国際的な平和擁護運動は、平和擁護国際文化人連絡委員会と国際婦人民主連盟の呼びかけ（1949年3月）によってパリとプラハで開催された平和擁護世界大会（1949年4月20日）に始まる²⁸⁾。日本でも4月25～26日に平和擁護大会が東京で開催され、知識人を中心的な担い手として「平和を守る会」が結成された²⁹⁾。1950年3月16～19日には平和擁護世界大会第3回総会が開催され、原子兵器の使用禁止や原子力の国際管理などを提起したストックホルム・アピールが発表された³⁰⁾。さらに1950年から1951年にかけて第2回平和擁護世界大会（1950年11月16～22日、ワルシャワ）、世界平和評議会第1回総会（1951年2月21～26日、ベルリン）といった国際大会が相次いで開催された。

第2回平和擁護世界大会では国際的な平和擁護運動の推進機関として世界平和評議会を設置することが決定され、世界平和評議会第1回総会では米、ソ、中、英、仏の5大国平和条約締結による国際平和の実現を掲げたベルリン・アピールが発表された。日

本でも1950年5月2日にストックホルム・アピールを重視すべしとの勧告が出されると、本格的にストックホルム・アピール署名運動が開始された³¹⁾。8月7日には国際連帯を強化すべく、平和を守る会を改組する形で平和擁護日本委員会が結成された³²⁾。また、翌年以降もベルリン・アピールを受けてベルリン・アピール署名運動が進められた。日本の平和擁護運動は、国際的な平和擁護運動の影響を受けて進められた。ただし、そこで掲げられた「平和」は朝鮮戦争をはじめとする戦争の原因を西側諸国の軍拡に求めるものであり、東側諸国の軍拡への批判は不十分であった³³⁾。世界平和評議会が東側諸国主導で結成されたことも含め、運動の中で掲げられた「平和」は東西対立から中立的な「平和」ではなかったことは付言しておく必要がある。

そして、一連の国際大会の中からは、徳田が掲げていた民主主義擁護同盟と平和運動の関係に対する批判が提起された。それが平和擁護世界大会第3回総会でのジャン・ラフィット（平和擁護世界大会常任委員会書記長）の報告である。大会の席上、ラフィットは世界の平和擁護運動の躍進に触れつつ、各国の情勢に言及した。その際、「日本の「平和を守る会」が民主主義擁護同盟に加盟している一団体であるかのように聞いて、われわれは吃驚している」と述べ、その理由について「日本の平和運動は、七百万人を抱擁すると聞いている自由のための運動すなわち民擁同（引用者注、民主主義擁護同盟のこと）ほど巾廣くないようにみられる」と指摘した。ラフィットはさらに民主主義の理想も多くの人を糾合できるとはいえ、平和の理想はこの結集を実質上全人類まで拡大できるはずであり、この逆が正しいと考えるべきで、平和擁護運動は既存の民主団体間の調整の組織と見なすことはできないと述べた³⁴⁾。

ラフィットの報告は国際的な運動からの批判であると同時に、平和擁護運動の「幅広さ」に関する批判でもある。前述したように、「平和」という目標が持つ幅広さを認めつつ、「民主主義擁護」という目標の中に「平和」という目標を組み込む形の運動を進めていたのは、所感派を指導することになる徳田球一である。これに対し国際大会上の報告という

形ではあるが、国際的な平和擁護運動の中心人物から「平和」の問題は「民主主義擁護」よりも大きな枠組みであり、「平和」と「民主主義擁護」という運動の目標の関係を逆にすべきという批判が提示された。それは平和運動の「幅広さ」をめぐる批判であるとともに、コミンフォルム批判と同様、国際的な運動から日本の平和擁護運動の運動方針に対して向けられた批判でもあった。

こうした国際的な平和擁護運動から寄せられた批判について、関西地方統一委員会（国際派）の一員であった原全五は、平和擁護運動における国際派の所感派批判の根拠の1つがラフィットの言う平和運動の「幅広さ」にあったと指摘している。原は所感派が平和運動の組織を民主主義擁護同盟の一構成組織に位置づけていたことを述べた上で、ラフィットから「平和運動はもっとも広範な人民を対象とする組織でなければならないものであるのに、それよりせまい民擁同の一構成組織にしているのは誤りだ、と指摘されたものであった。この問題をめぐって主流派（引用者注、所感派のこと）をさんざん追及したものである³⁵⁾と回想している。原の回想は国際大会の決定／勧告の位置づけや平和運動の「幅広さ」をめぐる所感派と国際派の対立を示唆するものであり、次節以降で見えていくように、実際に両派はこの2つの要素の位置づけをめぐって対立した。

2節 所感派と国際派の対立の場となった2つの会議

本節では所感派と国際派の対立の場となった平和擁護日本委員会第1回総会（1951年2月2日）と平和擁護日本委員会全国代表者会議（1951年3月27日）の概要を押さえる。2つの会議は国際派が再結集し、両派の対立が再び激しくなった時期に開催された。平和擁護日本委員会第1回総会は鈴木東民ら2名を議長として開催され、第2回平和擁護世界大会の決議や平和憲章（国連へのメッセージ（後述））の扱いが議題となった。会議では2つの議題を原則的に支持することを決定し、この決議の日本での具体化として全面講和投票（署名運動）を実施することが採択された。また、世界平和評議会への日本代表として平野義太郎、柳田謙十郎ら7名

が満場一致選出された³⁶⁾。

ただし、平和擁護日本委員会第1回総会は整然と進行したわけではなく、運動方針をめぐって所感派と国際派の間で激しい論戦となった(詳しくは後述)。そして両派の対立がさらに激しく表出したのが、平和擁護日本委員会全国代表者会議である。同会議では武井昭夫、安東仁兵衛ら全学連グループ、広島松江澄ら国際派が参加して所感派と激しい論争となった³⁷⁾。平和擁護日本委員会の機関紙³⁸⁾によると、会議の経過は次の通りである。午前中は平野義太郎から世界平和評議会第1回総会の報告がなされ、そこで決定された諸決議を支持することが満場一致で決議され、続いて淡徳三郎による運動方針の提案がおこなわれた。そして両派が激しく対立したのは午後である。午後の会議では全学連を中心とする学生たちから激しい批判が噴出し、会議は散会のやむなきにいたった。会議は結局流会となり、さらに両派が独自に会議を開催(再開)したため分裂開催となった。平和擁護日本委員会全国代表者会議でおこなわれるはずだった運動の成果/欠点の提起と方針決定は、平和擁護日本委員会常任会議(4月14日)までずれ込んだ³⁹⁾。

では、こうした「激しい批判」と散会に至る経緯とはどのようなものだったのだろうか。平和擁護日本委員会の機関紙で「激しい批判」を噴出させたとされる、国際派の団体(平和懇談会)の声明文や関西地方統一委員会、中国地方委員会の機関紙⁴⁰⁾の記述を総合すると、会議でのやり取りは以下のようになる。まず、議長団の1人であった吉田資治、司会者の井伊彌四郎、報告者の平野義太郎、淡徳三郎は、平和闘争の立ち遅れを批判する(国際派からの)意見を無視するなど議事の進行を遅らせようとした。これに学生たちが反発し、会議の途中で議長が榎田フキへと交代した。会議ではその後平和懇談会を代表して阿部行蔵(日本キリスト教会)が6項目の平和擁護日本委員会に対する提案を提示し、満場多数の支持を受けた。しかし、会議終了間近に輪田一造、鈴木市蔵、岩田英一、細川喜六、今野武雄、内野竹千代、堀江邑一らが議事妨害をはじめ、吉田資治が閉会を宣言して日本共産党臨時指導部に属す

る60~70名が退場した。そのため、残る180名で会議は続けられた。結局会議は28日に所感派が(国際派を事実上排除する形で)会議の続行を宣言したのに対抗して、29日に国際派の学生たちが東大で会議を続行した。

こうした国際派の行動に対し、所感派は会議後に批判した。同会議で臨時中央指導部の一員とされた、吉田資治の出身母体である産別会議は機関紙で、「全学連本部を中心とする学生多数が会場に入り「議場内での多数決」を主張してしばしば議事の進行が乱れた」として、全学連を中心とする国際派の参加者が議事妨害をしたことを批判した。同紙ではまた、会議で全学連の一部幹部が「国際的諸決定の機械的おしつけ」をせまり、賛成しない人を「平和運動の裏切り者」と誹謗したこと、学生を多数動員して「座席の大半を占拠し、議長の制止も聞かず発言を強要、地方代表の貴重な実践報告を封殺してしまった」ことを批判した⁴¹⁾。産別会議は全学連を中心とする学生たちの主張を「国際的諸決定の機械的おしつけ」と位置づけ、学生たちの行動(妨害)によって会議が十分な討論の場とならなかったことを批判した。

逆に、関西地方統一委員会も機関紙で平野義太郎、淡徳三郎、吉田資治の3氏が平和擁護日本委員会の活動に対する(国際派からの)批判を無視したことや28日に「勝手なお手盛の平和委員会全国代表者会議の続行を宣言した」ことを批判した⁴²⁾。また、会議の最中、国際派の提案に対する反対の声の中から「ベルリン評議会の一片の決議」という言葉が出、それに対して世界の平和擁護運動に対する冒涇であるとの抗議の声があがったとも報告されている⁴³⁾。

ただし、国際派は同会議での自派の行動に一定の意義があったと位置づけた。国際派が結成した平和懇談会は同会議に関する声明文の中で、「かつてない熱心な意見と討議がくりひろげられた。多くの代表は、自己の運動の不十分さとその欠陥を恐れることなく指摘し、その克服の方法を開陳した。会議はかつてない大きな成果をこれらの代表の討議によってあげることができた⁴⁴⁾と、会議が討論と方針決定という点で一定の成果があったとも主張した。

所感派を退場に追い込んだ国際派は、同会議を議事進行の点では問題があったものの、議論の深まりという点では一定の意義があったと位置づけた。

4章 2つの会議における論点と両派の対立の論理

以上の記述からは議論が紛糾し、2つの会議が落ち着いた討論の場にはならなかったこと、最終的に国際派が所感派を退場させる形で会議が散会／分裂開催に至ったことがうかがえる。では、両派は具体的に何をめぐって対立し、それぞれどのような主張を展開したのだろうか。たしかに学生たちの主張を「国際的諸決定の機械的おしつけ」と批判する産別会議の記事やベルリン会議の決定をめぐる論争からは、2つの会議において国際大会の諸決定の位置づけが両派の対立の1つのポイントであったことがうかがえる。

とはいえ、上記の記述だけでは2つの会議における議事進行をめぐる対立は見えてきても、2つの会議における両派の主張は具体的には見えてこない。2つの会議において国際大会の諸決定の位置づけや運動の「幅広さ」は具体的にどのように両派に理解され／主張されたのだろうか。以下では2つの会議を通じて議論のテーマとなった(1) 平和擁護日本委員会の三分割案をめぐる議論、(2) (選挙などの) 政治闘争をめぐる議論、(3) ストックホルム・アピール署名運動の総括をめぐる議論に着目して、両派の対立軸を検討していく。

1節 平和擁護日本委員会の三分割案をめぐる議論

まず、平和擁護日本委員会の三分割案をめぐる議論を検討する。同案は平和擁護日本委員会第1回総会で戒能通孝や平野義太郎から提案された。戒能は、平和擁護日本委員会はストックホルム・アピールのための運動であり、第2回世界大会の平和憲章(国連へのメッセージ)とは一応別個のものであるため、平和憲章には賛成しがたい自分としては平和憲章を取り上げて活動をするなら平和擁護日本委員会を解

散して新たな組織を作るべきであると主張した⁴⁵⁾。

平和憲章(国連へのメッセージ)とは、第2回平和擁護世界大会で採択された「国連にあてた提案」のことである。同提案では南北朝鮮の内紛の平和的解決、日独の再軍備反対、軍備の漸次的／比例的な縮小、諸国民間の文化的関係の強化などを主張するとともに、国連に対して「諸国間の平和的協力を強化、発展さすべき義務を実行する」ことを呼びかけた⁴⁶⁾。それは、アメリカが中心となった国連軍の派兵という形で朝鮮戦争に参戦する国連の態度を批判するものであった。ストックホルム・アピールが原子力の問題や平和の問題を提起したのに対し、平和憲章は国連の実態への批判に重点を置いたという点で両者の間には質的な差異が存在した。戒能は原子力や平和の問題には賛成できても、国連に対する批判には賛同できなかった。

戒能の主張に対し、総会では平野がストックホルム・アピールには賛成だが平和憲章全体には賛成しがたい人もいるので、平和擁護日本委員会の中に部会を設け、戒能氏には原爆禁止部会に入って引きつづき活動してほしいと応答した⁴⁷⁾。戒能の主張は平和擁護日本委員会の活動を原子力や原爆の問題を解決するための活動と理解し、その範囲に注力すべきとするものである。そして戒能の主張に対する平野の提案は、平和擁護運動が掲げている個々のテーマに関しては批判的な人にも、引きつづき平和擁護日本委員会の中で活動してもらうためのものである。平野は平和擁護日本委員会の解散ではなく、平和擁護日本委員会の組織は維持しつつ、その中に個々の問題に取り組む部会を作ることによって批判に対応しようとした。それは多様な問題群を扱いつつ、組織としての一体性を保持する点で平和擁護運動を「幅広い」ものにしようとするものである。

これに対し国際派の学生たちは、平野や戒能の主張や方法は国際大会の諸決定の理念に反しているとして批判した。学生たちは「一項目だけしか賛成できないものやはり運動に参加してもらうことは必要」としつつも、ストックホルム・アピール賛成者と平和憲章支持者とにわけて部会を持つというのは平和擁護日本委員会の事実上の分裂であり、平和憲

章は当面の情勢に対応したストックホルム・アピールの発展と理解すべきで平和憲章全体の面から平和擁護運動をすすめていくべきと主張した⁴⁸⁾。また、関西地方統一委員会も代表者会議終了後に機関紙で平和擁護日本委員会を分割し、バラバラにすることは「一体不可分たるべき平和ヨーゴの行動綱領をムリに分割して不具化し、平和ヨーゴ組織を寄せ世帯にし、平和ヨーゴ闘争を骨ぬきにしようとする事」であり、平和擁護闘争を世界から切り離し、日本人民を孤立させ、平和や独立、全面講和を勝ち取ることができない点で「平和と独立をねがう日本人民に対する裏切り行為」であると主張した⁴⁹⁾。

以上からうかがえるのは、国際大会の諸決定の位置づけと運動の「幅広さ」をめぐる両派の差異である。所感派（平野義太郎）は個々の問題では賛同できない人たちであっても、全体として「平和」の問題に関心を持つ幅広い人々に運動に参加してもらうための方法として三分割案を主張した。これに対し学生をはじめとする国際派は、世界平和評議会第1回総会に至る国際大会の諸決定をストックホルム・アピールの発展と位置づけ、日本の運動は世界の運動と不可分で、寄り合いではなく一体となって進められる運動であるべきと考えていた。三分割案を提示する所感派のやり方は国際派にとって国際大会の諸決定や理念、あるいは世界的な平和擁護運動の進展を無視したものと看做された。所感派が運動参加者内の意見の齟齬を踏まえたうえで運動の「幅広さ」に重点を置いたのに対し、国際派は国際大会の諸決定の「不可分」な形での実行を求めた。

2 節 政治闘争をめぐる議論

2つの会議が開催された時期は日本の講和問題が政治的な議題となりつつあった。また、1951年4月には東京都知事選が迫っていた。こうした中、国内の政治闘争を通じていかに運動の「幅広さ」を実現するのかをめぐって両派は激しく対立した。

平和擁護日本委員会第1回総会では全学連から「全面講和を要求する際もっとも重要な環となるものは再軍備反対と共に占領軍の撤退を要求することである。これを入れることによって票が集らないだ

ろうと考えるのは大衆追随におちいるもので、これなくしては社会民主主義のギマン的全面講和論に打撃をあたえることは出来ず、平和を守る闘いとして運動をすすめていくことは出来ない⁵⁰⁾との批判があがった。

国際派は社会民主主義を掲げ、平和四原則（1951年1月採択）に占領軍の撤退を入れていない社会党を敵と位置づけた。学生たちの「社会民主主義のギマン的全面講和論」という批判はそのことを端的に表現する言葉である。これに対し、所感派は必ずしもそうした位置づけをとっていなかった。社会党を敵視する学生たちの主張に対し、産別会議、民科、ジャーナリズム連盟から「その気持はよくわかるが学生は苦勞をしらない。実際に考えてみてそれでは充分の票をみつめることが出来ず力とならない、社会党も含めてやっていくためにはこれをぬいた方がよい。又ぬくといっても放棄するわけではなく全面講和という場合すでにその中に含まれているものであり、宣伝し説得する際強くそのことを話せばよい」との反論が出された⁵¹⁾。結果は産別、金属、土建、婦人民主クラブ等が反対に、全学連、東大平和擁護委、日本帰国者同盟、出隆、松尾隆教授等が賛成に入れ、30数票対14票位で全学連の意見は否決された⁵²⁾。

当時、所感派は東京都知事に社会党の加藤勘十を、大阪府知事に社会党の杉山元治郎を推薦する⁵³⁾など、選挙では社会党との連携も模索していた。平和擁護日本委員会第1回総会を途中で退席した内野竹千代（所感派）は（朝鮮戦争で）国連支持を表明する社会党幹部の態度を批判する⁵⁴⁾一方で、社会党の下級幹部や総評系の労働者が平和擁護日本委員会の会議にも参加していたこと、彼らの「未熟ではあるが善意による発言」を「ことごとくに無遠慮に徹底的に攻撃し、叩きすえておいて、批判の自由があるのだとうそぶいている」と国際派を批判した⁵⁵⁾。

平和擁護日本委員会全国代表者会議での国際派の学生たちによる批判は所感派だけでなく、自派以外のすべての参加者に向けられており、国際派は他派を排除した上で議論を進めた。国際派の学生たちの主張に対して（所感派の側から）発せられた反対意

見の中に含まれている「充分の票をあつめる」、「社会党も含めてやっていくためには」という言葉の中には、社会党との連携といった選挙対策の意味も含まれている。所感派のいう「幅広さ」とは政治的な合従連衡を第一義に置いた「幅広さ」である。そのためには平和擁護運動の会議に社会党系の団体を出席させ、彼らに意見表明させることも含めて、社会党系の団体との一定の連携も選択肢の1つだった。

では、逆に国際派が言う運動の「幅広さ」とは何だろうか。この点のヒントとなるのが、平和擁護日本委員会第1回全国代表者会議での国際派の批判である。国際派は社会党との連携をはかる所感派の態度を、「加藤勘十の都知事候補推せんに見られるように、幅広い戦線と称して、悪質な右翼社会民主主義者と手を握って無原則な統一戦線を主張して正しい広い平和戦線結集を妨げたばかりでなく、これを理由に世界平和戦線から日本の平和戦線を故意に孤立、分離させた」⁵⁶⁾として批判した。前述の三分割案に対する批判も含め、国際派は社会党や社会民主主義を敵手と定め、国際的な運動から日本の運動を「孤立、分離」させることに反対した。国際派は国際的な平和擁護運動の方針の実現を重視し、それを通じて運動が世界的な「幅広さ」を獲得することを重視した。

3節 ストックホルム・アピール署名運動をめぐる議論

以上の2点からは、国際大会の諸決定の位置づけと運動の「幅広さ」をめぐる所感派と国際派の対立軸が浮かび上がって来る。そしてこの点が表出した3点目のテーマが、ストックホルム・アピール署名運動の成果をめぐる議論である。

平和擁護日本委員会全国代表者会議に関する産別会議の記事に見られるように、国際派の主張は所感派からは「国際的諸決定の機械的おしつけ」とうつつた。また、国際派は国際的な運動との連帯という「幅広さ」を重視した。とはいえ、三分割案に対する学生側の主張にも見られるように、国際派が国内の運動における「幅広さ」を意識していなかった訳ではない。関西地方統一委員会は平和擁護日本委員会について、この団体が平和を守る会を改組した

という経緯もあって、「大衆的キソもない有名人、知識人を中心とした五十名の委員をもって構成し、正規の日本委員会委員は一度もひらかれたことがないという全く有名無実の頭だけの存在」であり、平和擁護日本委員会は自らを大衆的基礎に発展させるための組織活動を怠っていると批判した⁵⁷⁾。国際派は所感派の運動方針を批判すると同時に、平和擁護日本委員会が大衆的な支持基盤を有していないとして批判した。

こうした批判の証拠として国際派が指摘したのが、ストックホルム・アピール署名運動の結果である。ストックホルム・アピール署名運動は1951年5月の集計時点で645万票（筆）の署名を獲得した。これは資本主義国の中で3位となる署名数であった⁵⁸⁾。しかし、国際派の中にはストックホルム・アピール署名運動の結果に不満があった。関西地方統一委員会はストックホルム・アピール署名運動の結果について、署名の数は「なお日本に存在する平和擁護の実際の勢力を反映するにはまだ著しく少ない」ものであり、「平和投票がとにかく相当数集められたにもかかわらず、これが単なる票集めに終って、工場経営、官庁、農村、居住、学校及地区、地方の平和委員会のつくられた数が問題にならないほど少い」点で日本の平和擁護運動の甚だしい立遅れを示していると不満を述べた⁵⁹⁾。国際派は運動の「幅広さ」の欠如を深刻な問題として受け取った。

では、国際派はこうした問題を解決するためにこれまでの運動のどのような点を批判し、どのような運動を重視したのだろうか。国際派が運動の「幅広さ」の欠如の一因として認識していたのが、国際大会の諸決定の不徹底である。例えば全学連の武井昭夫（国際派）は、1950年5月にもラフィットから日本の運動がストックホルム・アピールの意義を過小評価しているとの批判があったこと、批判に応じた自己批判が徹底されていなかったために票数（署名者数）が伸び悩み、地域や職場での討論さえも組織できない状態にあると指摘している⁶⁰⁾。そこには運動の「幅広さ」の原因を国際的な運動から寄せられた方針や批判の不徹底に求める態度がある。

そして国際派がストックホルム・アピール署名運

動の批判点を踏まえて重視したのが、ベルリン・アピール署名運動である。ベルリン・アピール署名運動は世界平和評議会第1回総会での決定に基づく国際的な「正統性」を有する運動である。また、1951年4月7日に平和擁護日本委員会書記局宛にG・フェノアルテア（世界平和評議会書記）から3月30日パリ発の書簡が送られたとの発表があった⁶¹⁾。同書簡においてフェノアルテアは、ストックホルム・アピール署名を終了させ、ベルリン・アピールの署名運動へ傾注することを日本の平和擁護運動に対して勧告するとともに、地区、地方の平和委員会の問題に十分な注意と努力を払われるべきと述べていた。国際大会の諸決定を重視する国際派にとって、書簡の内容はベルリン・アピール署名運動に注力することや、地域や職場の組織づくりの不徹底を批判する主張を補強する要素であった。こうした中で国際派は平和懇談会を結成し、ベルリン・アピール署名運動へと傾注していった。

既に所感派は1951年1月に全面講和愛国運動協議会を結成し、全面講和署名運動を進めていた。全面講和署名運動では5大国の協調やアジア諸国を含めた全面講和と民族独立の問題が重視された⁶²⁾。こうした全面講和愛国運動協議会の活動や全面講和署名運動について国際派は、「平和委員会を、敵をばかした民族主義的運動の中に解消する」ものであり、組織づくりの立ち遅れの一因として批判した⁶³⁾。全面講和署名運動が日本独自の問題（講和問題）を中心に据えた署名運動であるのに対し、ベルリン・アピール署名運動は国際的なアピールに呼応した運動である。国際派は国内の運動の「幅広さ」が不十分である原因を、国際大会の諸決定が運動の中で不徹底である点に求め、全面講和という日本独自の問題に注力する所感派の運動を世界の運動と歩調を合わせない「民族主義的運動」であり、社会党の「ギマンの全面講和論」と連携する運動と位置づけて批判した。言い換えれば、国際派は国際大会の諸決定を国内の運動の中に徹底すれば、運動の「幅広さ」は獲得できると考えていたとすることができる。

5章 平和擁護運動における50年分裂の様相

本論文では1951年に開催された2つの会議を中心として、平和擁護運動における50年分裂の対立軸を検討してきた。本論文で扱った所感派と国際派の対立は、1950年9月の中国共産党の論評をもってコミンフォルム批判をめぐる対立が一応「終結」しつつ、なおも党内対立が残る中で発生した。その際、国際大会の諸決定の扱いという点では1950年の対立が再現された。1950年から1951年前半の所感派と国際派の対立は既存の研究で指摘されているコミンフォルムの論評をめぐる対立やソ連と中国の共産党との関係だけで描けるものではなかった。その中には、コミンフォルムの論評をめぐる対立と分裂の時期（1950年1月～9月）、平和擁護運動が進展する中でこれまでの運動の総括と今後の方針をめぐる対立が発生する時期（1951年前半）という2つの時期区分（対立が激しくなる時期）が存在した。国際派の主張に焦点を当てた本論文は、既存の研究が十分に扱ってこなかった両派の対立の局面を描き出した。

2つの時期の対立は対立の争点こそ異なっていたが、両派の論理は国際的な運動の諸決定や勧告に対する態度という点では連続していた。所感派は国際大会の諸決定を意識しつつも、平和擁護日本委員会の三分割案などの形で個々の問題やテーマに対して賛否を持つ人々に対応し、国内における運動の実態に即した形の路線を主張した。また、日本独自の問題である講和問題を重視し、選挙では社会党との連携も含めた合従連衡を模索した。

これに対し国際派は国際大会の諸決定の間に有機的な前進を見、諸決定の一体性を重視した。もちろん、国際派が所感派を批判する際に念頭に置いていたラフィットの発言は総会の席上での報告であり、平和擁護世界大会の勧告や決定事項ではない。この点はフェノアルテアの書簡も同様である。しかし、その報告や書簡は世界平和評議会の諸決定と並ぶ国際的な運動の正統性の源泉として国際派に受け取られた。国際派は社会党との連携を激しく批判し、世

界平和評議会の諸決定（あるいは決定過程での報告に至るまで）に忠実であろうとした。

このように国際大会の諸決定に忠実（所感派から見れば「機械的おしつけ」）であろうとする国際派と、日本独自の問題を重視しようとする所感派は2つの会議を通じて激しく対立した。武装闘争をめぐる両派の対立は1950年9月に一応の「決着」がつけられたが、それ以外の平和擁護運動の方針をめぐる対立は翌年前半まで持ち越された。そして2つの会議を通じて、国際的な平和擁護運動の中での「正統性」をめぐる両派の対立が再現された。本論文で検討した国際大会の諸決定の位置づけをめぐる対立は、コミンフォルム批判をめぐる両派の対立の平和擁護運動版と位置づけることができる。

ただし、平和擁護運動は（山村工作隊のような）武装闘争と区別される大衆的／「フォーマル」な（「表」の）運動としての面も持ち、ラフィットからも「民主主義」よりも「平和」の方が幅広い支持を獲得できる運動であると指摘された。こうした国際大会での指摘を背景として、両派は「幅広い」支持を獲得する方法をめぐる論争を展開した。国際派は署名運動の署名数や組織づくりをめぐる問題の背後に、国際大会の諸決定の不徹底を見、国際大会の諸決定を国内に徹底させることを通じて運動の「幅広さ」を実現しようとした。それは国際的な運動の方針の下で各国の運動を統一し、国際的な規模で「幅広い」運動が実現することを重視する立場である。

これに対し、所感派は日本固有の問題である講和条約締結問題を重視し、選挙では社会党との連携も模索した。国際派が社会党との連携を国際的な運動の方針から逸脱するものとして激しく批判するなど、国際大会の諸決定に忠実であろうとしたのに対し、所感派はたとえ国際大会の諸決定に忠実とみなされない点があったとしても、国内の政治状況の中で合従連衡を通じて運動の「幅広さ」を獲得しようとした。それは国内における運動の「幅広さ」の獲得を、国際的な運動の方針に忠実であることよりも重視する立場である。

本論文で扱った両派の対立はより大きな視点で見れば、1つの国の中で「平和」を掲げる運動を拡大

させて多数派を形成するのか、それとも（個々の国の中では必ずしも多数派とはならなくても）国際的な観点で見れば多くの人々が参加する運動を目ざすのかという、運動の目標や戦略をめぐる対立でもある。それはどちらも「平和」という国際的な課題を実現していく際に運動がとりうる目標や戦略であり、どちらかが絶対的に正しいものではない。しかし両派が掲げる運動の「幅広さ」をめぐる対立は、自らの運動方針こそ運動の「幅広さ」を実現できると主張することで、（議事妨害や分裂開催をしてでも）相手の手法を批判／否定する点ではセクトとしての面を有していた。特に社会党を敵視する国際派の主張は、共産党系の運動の統一だけでなく他の運動との合従連衡までも阻む要素でもある。「幅広さ」を互いに主張することが、逆に運動全体として見たときに運動の分裂（運動の幅を狭めること）の要因となっていた。

もっとも、そうした事態に陥ってしまった背景として、当初は政治方針や運動の指導方法を争点としていた両派の対立が、本論文で扱った2つの会議が開かれた時期には（言った／言わないも含めた）泥仕合の様相を呈するようになっていた点を最後に述べておく必要がある。例えば全学連は1951年3月10日に「全日本の平和擁護者に訴える！平和擁護日本委員会の誤りを正すために」⁶⁴という声明を出し、その中で個々の平和擁護日本委員のこれまでの発言と行動を逐一とり上げ、批判した。これに対し全学連の声明の中で批判された内野竹千代は同声明に対して、「歪曲した事実の上に恥知らずの攻撃」、「不信の種」という言葉を用いて批判／反論している⁶⁵。全学連の批判の中にある発言が実際にあったのかを確認することは現時点で難しいが、両派の対立が単なる政治的な方針をめぐる対立だけでなく事実認識の食い違いを含めた感情的な対立にまで至っていたことは事実であり、会議における議事妨害はそうした根深い対立が表出したものでもある。

本論文では国際大会の諸決定が導き出され、日本に持ち込まれるプロセスや、日本の運動が国際大会の場で取ったりアクション（書簡の送付や大会での報告など）といった、国際的な平和擁護運動と日本

の平和擁護運動との往還関係は分析できていない。労働組合や全学連、国際派以外の団体の動きや主張、あるいは2つの会議での対立を踏まえた／対立の論理の背景にある両派の具体的な活動も扱えなかった。結果的に運動の「幅広さ」を霧消させた「軍事方針」において、本論文で扱った両派の主張がどのように扱われていたのかも含めて別稿に譲りたい。

【注】

- 1) 道場親信『占領と平和——「戦後」という経験』青土社、2005年、284頁。
- 2) 黒川伊織『戦争・革命の東アジアと日本のコミュニスト——1920-1970年』有志舎、2020年、234頁。
- 3) 吉田健二「講和運動の軌跡——全愛協、平和推進国民会議を中心に」『文化評論』第254号、1982年、152-171頁；森下徹「全面講和運動の歴史的位置——全面講和愛国運動協議会の組織・論理・運動」『歴史研究』第32号、1995年、59-92頁；吉田ふみお「ストックホルム・アピール署名運動とその歴史的背景」広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論——1950年代を中心に』大月書店、2006年、114-133頁。
- 4) 長島祐基「平和擁護運動における討論集会の形成（1952-1953年）——特定のレパトリーに対する多様な主体間の意味づけの一致に着目して」『大原社会問題研究所雑誌』第709号、2017年、44-57頁。
- 5) 脇田憲一『朝鮮戦争と吹田・枚方事件』明石書店、2004年。
- 6) 例えば Hasegawa Kenji, Experiencing the 1952 Bloody May Day Incident, 『横浜国立大学留学生センター紀要』第11号、2004年、97-111頁；Hasegawa Kenji, The lost half-decade revived and reconfigured: Sunagawa, 1956, 『横浜国立大学留学生センター教育研究論集』第16号、2009年、117-134頁；中北浩爾『日本共産党——「革命」を夢見た100年』中央公論新社、2022年。
- 7) 猿谷弘江『六〇年年安保闘争と知識人・学生・労働者——社会運動の歴史社会学』新曜社、2021年。
- 8) 黒川前掲註2。
- 9) 長島前掲註4。
- 10) 道場親信『下丸子文化集団とその時代——一九五〇年代サークル文化運動の光芒』みすず書房、2016年、中北前掲註6。
- 11) 宇吹暁「日本における原水爆禁止運動の出発——1954年の署名運動を中心に」『広島平和科学』第5号、1982年、199-223頁。
- 12) 吉田ふみお前掲註3。
- 13) 「大阪労演資料」内には日本共産党全国統一委員会（国際派）機関紙『統一情報』や日本共産党関西地方統一委員会（国際派）機関紙『統一』『進路』、日本共産党中国地方委員会（国際派）機関紙『民族の星』をはじめ、国際派が出した各種声明文が多数含まれている。
- 14) 全日本学生自治会総連合は当初、国際派を支持していたが、1951年に指導部の交代が起こり、組織としては所感派へと「鞍替え」している。
- 15) もちろん、各団体の中にも所感派よりの人と国際派よりの人がいるが、本論文では二つの会議中の態度表明やその他の雑誌記事等での態度表明を基準に、その人や団体の政治的立場を位置づけている。
- 16) 吉田健二「民主主義擁護同盟の成立と崩壊過程——戦後日本における統一戦線の原型」『社会労働研究』第19号、1973年、111-149頁、吉田健二「民主主義擁護同盟の分析」『労働運動史研究』第59号、1976年、120-174頁。
- 17) 同上。
- 18) 法務府特別審査局『特審資料 民主主義擁護同盟の結成／昭和二十五年における民主民族戦線／平和擁護運動の動向』、1951年、日本共産党出版局『日本共産党第18回拡大中央委員会報告決定集』1950年、28-29頁。
- 19) 小山弘健『戦後日本共産党史——党内闘争の歴史』三月書房、1958年、56頁。
- 20) 日本共産党出版局前掲註18、はしがき、40-41頁。
- 21) 原全五『大阪の工場街から——私の労働運動史』柘植書房、1981年、84頁、92頁。
- 22) 『宣伝資料 関西』1950年8月12日。
- 23) 『宣伝資料 関西』1950年8月19日。
- 24) 原全五「戦後の山六」山六会編『濁流を悠々と——山田六左衛門とその時代』1981年、91頁。
- 25) 『統一情報』第1号、1950年9月15日（「大阪労演資料」通番10754）。
- 26) 小山前掲註19、96-98頁。
- 27) 原前掲註24、91頁。
- 28) 『労働戦線』No.159、1949年3月31日、同No.162、1949年4月10日。
- 29) 『労働戦線』No.166、1949年4月28日。
- 30) 吉田ふみお前掲註3。
- 31) 熊倉啓安『戦後平和運動史』大月書店、1959年、41-42頁。
- 32) 『世界平和擁護運動情報』No.7、1950年8月25日。
- 33) 道場前掲註1、黒川前掲註2、長島前掲註4。
- 34) 『学生評論』第5号、1950年6月、72-73頁。
- 35) 原前掲註24、92-93頁。
- 36) 『平和のために』No.5 1951年2月10日、『民族の星』第26号、1951年3月1日（「大阪労演資料」通番10820）。
- 37) 原前掲註24、92頁。
- 38) 『平和擁護運動情報』1951年5月3日。
- 39) 同上。
- 40) 平和懇談会世話人会「三月二十七日 平和擁護全国代表者会議について 全日本の平和擁護者に訴える！」1951年（「大阪労演資料」通番10857）、『統一』1951年4月12日（「大阪労演資料」通番10715）、『民族の星』第33号、1951年4月6日（「大阪労演資料」通番10827）。
- 41) 『労働戦線』No.143、1951年4月6日。

- 42) 『統一』1951年4月12日。
- 43) 『民族の星』第34号、1951年4月7日（「大阪労演資料」通番10828）。
- 44) 平和懇談会世話人会前掲註40。
- 45) 『民族の星』第26号、1951年3月1日。
- 46) 平和擁護日本委員会編『平和は戦争にかつ——第二回世界平和大会概要』1951年3月、28-31頁。
- 47) 『民族の星』第26号、1951年3月1日。
- 48) 同上。
- 49) 『統一』1951年4月12日。
- 50) 『民族の星』第26号、1951年3月1日。
- 51) 同上。
- 52) 同上。票数は出席者の清川文夫の証言記事による。
- 53) 小山前掲註19、102頁。
- 54) 『前衛』第53号、1950年12月、48頁。
- 55) 『前衛』第58号、1951年5月、24頁。
- 56) 『民族の星』第33号、1951年4月6日。
- 57) 『統一』1951年4月12日。
- 58) 『平和擁護運動情報』1951年5月3日。
- 59) 『進路』1951年3月7日（「大阪労演資料」通番10929）。
- 60) 『新日本文学』第6巻3号、1951年3月、124-125頁。
- 61) 「世界平和評議会より日本委員会への助言」（「大阪労演資料」通番10856）。
- 62) 森下前掲註3；吉田ふみお前掲註3。
- 63) 『統一』1951年4月12日。
- 64) 三一書房編集部編『資料 戦後学生運動 2』三一書房、1969年、285-296頁。
- 65) 『前衛』第58号、1951年5月、24頁。